

# [南丹市訪問型サービスD事業]

介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられた  
南丹市が令和3年4月から実施する介護保険サービスです。



利用者向け

## サービスの内容

- ・住民グループ・地域団体が行う**移動支援・見守り支援**  
⇒具体的な内容は、グループ・団体へ直接ご確認ください。

## 利用できる方

基本チェックリストを受けて

- ・**事業対象者** となった方

介護認定で

- ・**要支援 1**
- ・**要支援 2** と認定を受けた方

介護保険証をご確認ください。

## 利用料金

- ・**移動支援は無料**ですが、見守り支援は料金が発生する場合があります。  
⇒料金については、グループ・団体へ直接お問合せ下さい。

## 利用方法

- ・担当のケアマネジャーがおられる方は、ケアマネジャーへご相談の上、ご利用ください。
- ・担当のケアマネジャーがおられない方、基本チェックリストや介護認定を受けていない方は、地域包括支援センターへご相談の上、ご利用ください。

### [問い合わせ先]

#### 申請手続きの窓口（基本チェックリスト・介護認定）

南丹市役所高齢福祉課（☎68-0006）

南丹市役所各支所（八木☎68-0020 日吉☎68-0030 美山☎68-0040）

#### 相談窓口（申請の相談・サービスの相談・生活に関する相談）

南丹地域包括支援センター各事務所

（園部☎68-3150 八木☎43-0551 日吉☎72-0214 美山☎75-1006）

#### 介護予防・日常生活支援総合事業についての問い合わせ

南丹市役所高齢福祉課（☎68-0006）

南丹市社協各事務所 生活支援コーディネーター

（園部☎62-4125 八木☎42-5480 日吉☎72-0947 美山☎75-0020）

# [南丹市訪問型サービスD事業]

介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられた  
南丹市が令和3年4月から実施する介護保険サービスです。



事業者向け

## ① 住民主体の事業実施団体が

## ② 対象者に対して

基本チェックリストを受けて

・**事業対象者** となった方

介護認定で

・**要支援 1**

・**要支援 2**

と認定を受けた方



介護保険証の  
状態区分を確認



ケアプランに  
「訪問D利用」の  
記載がある方



対象者の担当ケア  
マネジャーが作成

## ③ 移動支援の前後に行う見守り支援を行った場合に

・行先はサロンや各種教室など

・通院や買物をするための移動支援もOK

## ④ 補助金が交付される事業です

事業実施団体の収入

利用者 1 名に対する見守り支援 1 回あたり250円

⇒片道で500円、往復で1,000円



1名あたり  
の補助金

上限は1ヶ月16回  
(4,000円)



対象者  
以外も  
支援可能だが、補  
助金はない

見守り支援については、有料・無料 どちらでもよい。  
有料の場合、現金払・チケット制など 自由に設定できる。  
ただし移動支援は無償運送。

